

(2020 (令和2) 年6月20日制定)

一般社団法人土木技術者女性の会 倫理規則

(目的)

第1条 この倫理規則は、一般社団法人土木技術者女性の会（以下「法人」という。）が法令および定款の定めに従って適切な法人運営を行うために会員が遵守すべき倫理指針と、必要な事項を定めるものとする。

(倫理指針)

第2条 会員は、会の目的を実現する際にあたって、下記の倫理指針を遵守するものとする。

- (1) 会員は、会の目的に沿って、各々の良識のもとに、正しく品位ある行動をする。
- (2) 会員は、所属組織を代表するものではなく個人の立場で会の活動に参加する。
- (3) 会員は、会の活動において、業務上の利益に結びつけるいかなる行動も行わない。

(改廃)

第3条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て総会の承認を得て行う。

- 2 この法人の業務の進捗に応じ、この規則の改廃をする必要が生じたときは、前項によらず、会長が理事会に諮り、年度の途中に実施することができる。
- 3 前項による改廃は、直近の総会において改廃に係る承認を得るものとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、会員の倫理指針の遵守に必要な規程は別に定める。

(附則)

- (1) この規則は、2020 (令和2) 年6月20日から施行する。
- (2) 「一般社団法人土木技術者女性の会 倫理規定」（任意団体 土木技術者女性の会（当法人の前身団体）2003（平成15）年6月制定）は廃止する。